

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	振興山村における工業用機械等の割増償却							
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、所得税:外						
		② 上記以外の税目							
3	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項(産業振興施策促進事項)を関係大臣(農林水産・総務・国土交通)の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域(かつ振興山村地域内)において、個人又は法人(中小企業者:資本金1億円以下)が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業(地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業)の用に供したときは、5年間の割増償却(償却限度額:機械・装置:普通償却限度額の24%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の36%)ができる。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1" data-bbox="630 1025 1484 1115"> <tr> <td>個人及び資本金5,000万円以下の法人</td> <td>資本金5,000万円超の法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格500万円以上</td> <td>取得価格1,000万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1" data-bbox="630 1214 1484 1303"> <tr> <td>個人及び法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格500万円以上</td> </tr> </table> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27</p>		個人及び資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円超の法人	取得価格500万円以上	取得価格1,000万円以上	個人及び法人	取得価格500万円以上
個人及び資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円超の法人								
取得価格500万円以上	取得価格1,000万円以上								
個人及び法人									
取得価格500万円以上									
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室							
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年4月～平成33年3月</p>							
6	創設年度及び改正経緯	<p>平成21年度 創設</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外</p> <p>平成25年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度 特別償却から割増償却へ改組 適用期限を2年延長し、対象事業種を製造業及び旅館業から地域資源を活用する製造業及び農林水産物等販売業に見直し</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p>							
7	適用期間	平成29年4月～平成31年3月(2ヶ年)							

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 (略)地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する。</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成29年12月8日改訂)</p> <p>Ⅱ 基本的考え方</p> <p>森林などの地域資源や地場産品を核として雇を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>7. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、<u>地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</u></p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構すべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇の確保と所得の向上を促進する。</p>
---	------	--------------	--

		<p>こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。</p> <p>① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出</p> <p>地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。</p> <p>こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出</p> <p>食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。</p> <p>農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>平成 31 年度概算要求における政策体系図  <b>【基本計画(平成 29 年9月策定)】</b>  II. 地方行財政  2. 地域振興(地域力創造)</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されることを目標とする。</p> <p>新たな雇用の創出に伴い、交流人口や地域経済が拡大することにより、振興山村地域でのコミュニティの活性化を図る。</p> <p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)</p> <p>① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資件数は47件である。</p> <p>② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。</p> <p>(式) <math>88</math> (新規雇用数計:人) <math>\div</math> <math>47</math> (投資数:件) <math>\doteq</math> <math>1.8</math> 人/件</p> <p>③ 平成30年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成31年度は31市町村、平成32年度は24市町村であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、平成31年度は55人(1.8人/件<math>\times</math>31市町村)、平成32年度は43人(1.8人/件<math>\times</math>24市町村)の増加が見込まれ、2年間では98人の新規雇用が創出されると推計される。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(測定指標): 振興山村市町村における本特例措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数</p> <p>(達成目標実施による寄与)</p> <p>① 経済波及効果の発現</p> <p>地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらす、販売単価の上昇等の効果が期待される。</p> <p>② 定住人口の増加</p> <p>振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。</p> <p>③ 地域コミュニティの活性化</p> <p>地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>平成27年3月に山村振興法が改正され、税制特例措置の内容が変更されたことから、平成27年度(実績)から本税制特例措置の延長要望期限である平成32年度(見込)までの適用数を下表に記載した。</p>

	H27～29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)
適用数(件)	1	15	32	44

(産業振興施策促進事項の策定見込み調査より推計)

**【平成 27～29 年度】(実績)**

H27～29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村への聞き取りによる。(熊本県八代市において米のブランド化による乾燥・精米機等の設備投資が行われ、本税制特例措置を活用)

**【平成 30 年度】(見込)**

平成 29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村、当課が実施した調査等で平成 30 年度中に産業振興施策促進事項を策定予定とした 16 市町村を合わせた 29 市町村において、少なくとも1件の投資が行われると見込み、そのうち約 54%(7/13)の 15 件の投資が税制特例措置の適用を受けると想定した。

※適用件数は平成 30～32 年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村において、少なくとも 1 件の投資があるとし、そのうち、平成 27～29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 件のなかで、平成 30 年度までに設備投資を実施若しくは予定している事業者が 7 件あることから、平成 30 年度以降は、累計策定市町村のうち、約 54%(7/13)の事業者が税制特例措置を利用すると仮定した。さらに、割増償却を 5 年間適用するものとして、下表のとおり適用件数を整理した。

**【平成 31～32 年度】(見込)**

当課で実施した設備投資実績等調査において、産業振興施策促進事項を作成予定とした 31 市町村(31 年度)、24 市町村(32 年度)に加えて、29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村と平成 30 年度に産業振興施策促進事項を策定見込みとしている 16 市町村を合わせた 60 市町村(31 年度)、83 市町村(32 年度)において少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち 54%(7/13)が適用を受けると想定した。

各年度の租税特別措置の適用予定数と投資数 (件数)

適用年度 投資年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
H27 年度	1	1	1	1	1	
H28 年度	—	4	4	4	4	4
H29 年度	—	—	8	8	8	8
H30 年度	—	—	—	16	16	16
H31 年度	—	—	—	—	31	31
H32 年度	—	—	—	—	—	24
(投資件数)	1	5	13	29	60	83
(適用件数)	(実績)	(実績)	(実績)			
54%:7/13	0	0	1	15	32	44

## ② 適用額

(単位:百万円)

	H27～29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)
適用額	0.4	9.3	19.8	27.3

## 【平成29年度】(実績)

平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用数と同様に把握した。)

$$\cdot 1,868.4 \text{ 万円 (投資額)} \div 10 \text{ 年 (耐用年数)} \times 24\% \text{ (割増償却率)} = 44.8 \text{ 万円}$$

## 【平成30～32年度】(見込)

平成30年度～平成32年度の各年度の適用額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額(法人と個人の区別していない)より、投資1件あたりの適用額を62万円※と推計し、前掲の適用数を乗じて、以下のとおり算出した。

※ 投資1件あたりの適用額の算定根拠は、別紙1を参照

$$\text{平成30年度} \quad 15 \text{ 件} \quad \times \quad 62 \text{ 万円/件} \quad = \quad 930 \text{ 万円}$$

$$\text{平成31年度} \quad 32 \text{ 件} \quad \times \quad 62 \text{ 万円/件} \quad = \quad 1,984 \text{ 万円}$$

$$\text{平成32年度} \quad 44 \text{ 件} \quad \times \quad 62 \text{ 万円/件} \quad = \quad 2,728 \text{ 万円}$$

## ③ 減収額

平成30～32年度の各年度の減収額は、産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村より、1投資当たりの減収額14.4万円※を推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した。

※ 1投資当たりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照。

(単位:百万円)

	H27～29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)
減収額	0.1	2	4	6

## 【平成29年度】(実績)

平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用額、適用数と同様に把握した。)

$$\cdot 1,868.4 \text{ 万円 (投資額)} \div 10 \text{ 年 (耐用年数)} \times 24\% \text{ (割増償却率)} \\ \times 23.2\% \text{ (法人税率)} = 10.5 \text{ 万円}$$

## 【平成30～32年度】(見込)

平成30年度～平成32年度の各年度の減収額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額より、投資1件あたりの減収額を14.4万円※と推計し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。

※ 投資1件あたりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照

平成 30 年度 15 件 × 14.4 万円/件 = 216 万円  
 平成 31 年度 32 件 × 14.4 万円/件 = 461 万円  
 平成 32 年度 44 件 × 14.4 万円/件 = 634 万円

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  
 [達成目標の実現状況](分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度)

本租税特別措置を活用した個人、中小企業者の新たな投資に伴う新規雇用者数は、平成 27 年度に鳥取県八頭町の農家レストランで 43 人を確認している。

平成 28 年度、平成 29 年度の新規雇用者数は、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により 2 ヶ年で 82 人の新規雇用者数を確認したところ。

平成 30 年度の新規雇用者数(見込)は、1 投資当たりの新規雇用者(雇用増加者)数が、前掲の「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」に示した 1.8 人/件であることから、前掲の「9 有効性等」の「①適用数等」に整理した表「各年度の租税特別措置の適用件数と投資件数」の平成 30 年度の投資件数 16 件に乗じて、28 人(16 件×1.8 人/件)とした。

前回評価時の平成 29 年度、平成 30 年度の目標(各年度の新規雇用者数 30 名・40 名)については、平成 29 年度は目標を達成し、平成 30 年度は岡山県西粟倉村では、家具製造工場での設備投資による新規雇用者数の増加等が見込まれるため目標を達成できる見込みであり、本租税特別措置による効果が発現するものと考えられる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

○雇用効果の状況

(単位:人)

区分	27 (実績)	28 (実績)	29 (実績)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)
雇用増加数	43	52	30	28	55	43

(農林水産省 地域振興課調べ)

振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた今後の新規雇用者数の推計者数は、平成 31 年度が 55 人、平成 32 年度が 43 人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加することにより、対象地域が増えることから、目標は達成されると考えられる。

平成 31 年度:55 人 平成 32 年度:43 人

(根拠)

平成 31 年度: 1.8 人/件 × 31 市町村 = 55 人  
 平成 32 年度: 1.8 人/件 × 24 市町村 = 43 人

計算根拠は、「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」の記載内容と同じ。

[租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響](分析対象期間:平成27年4月～平成33年3月)

近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域において、地域内に立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。

振興山村市町村の中でも、より厳しい状況にある市町村においては、職員数が少なく一人の職員が多様な業務を抱える状況にあり、山村振興計画の更新が遅れる原因ともなっている。こうした事情から、支援を必要とする地域ほど、税制措置を活用するための山村振興計画の更新等に時間を要しており、本税制措置が延長されなかった場合、これらの地域に支援策が行き渡らなくなり、人口減少や高齢化を加速させてしまう可能性が高い。

こうした事態を回避するためにも、本税制の特別措置を2年間延長することが、必要である。

本税制措置は、人口減少が進む振興山村地域を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠であり、今回の特例措置を延長し、地域内の個人、中小企業者の設備投資等を促し、地域コミュニティの活性化を図ることが重要である。

⑤ 税収減を是認する理由等

(分析対象期間:平成27年度～平成32年度)

本税制特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う経済波及効果が期待される。

本税制特例措置に係る経済波及効果は、下表のとおりであり、いずれの年度においても経済波及効果が、減収額に国債の最低金利保証(0.05%)を乗じた額を上回っており、本特例措置を是認する経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	H27～29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)
投資額	18.6	524	1,014	785

寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 (0.1)	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)
本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7

※減収額、投資額の算定根拠は別紙2参照  
 ※経済波及効果は、「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」を使用し、投資実態を勘案して部門を選定して算出した。(別紙3参照)。  
 ※表中の「本税制措置の経済波及効果」は、本税制措置の効果に限定するため、投資額の経済波及効果額を算定した上で、寄与率を乗じて求めた値とした。  
 ※寄与率は、投資額に占める5ヶ年の租税特別措置による減税合計額として、平成29年度に投資を行い本税制措置の適用を予定している事業者から次式のとおりに把握した  
 (式) ( 50万円 + 0万円 + 30万円 ) ÷ 1,868.4万円 = 4.3%  
 (国税減税額) (県税減税額) (町税減税額) (投資額) (寄与率)

※本税制特例措置による減収額は、「割増償却」によるものであることから、国が失う損失は、「機会費用」と考えられるため、経済波及効果との比較は、減収額に国債の最低金利保証利率(0.05%)を乗じた額とした。

(補足)  
 平成29の投資額は、平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した熊本県八代市への聞き取りによる。(1,864万円)  
 平成30~32年度の投資額は、当課で実施した設備投資実績等調査で産業振興施策促進事項を取りまとめ予定とした市町村数に1投資当たりの投資額を乗じて算定した。  
 平成30年度 16件 × 3,272万円 = 52,352万円  
 平成31年度 31件 × 3,272万円 = 101,432万円  
 平成32年度 24件 × 3,272万円 = 78,528万円

10 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業(地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業)を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。  
 また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。  
 また、他の手段と比較した場合、  
 ① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資す

		<p>るものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと</p> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成 27 年度から実施している「山村活性化支援交付金」は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p> <p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む</p> <p>を行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
11	有識者の見解	本措置の根拠及び期限を延長することが妥当。 (平成 28 年 8 月 農林水産省政策評価第 3 者委員)
12	評価結果の反映の方向性	適用期限後も当該措置を延長することが望ましい。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年度税制改正要望時(平成 26 年 8 月)